

会長通牒

## 主要行の監査に対する監査人の厳正な対応について

平成 15 年 2 月 24 日

日本公認会計士協会

会長 奥山 章雄

金融庁が平成 14 年 10 月 30 日に公表した「金融再生プログラム - 主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生」（以下「金融再生プログラム」という。）では、新しい金融行政の枠組みの一つとして「資産査定厳格化」、「自己資本の充実」及び「ガバナンスの強化」の 3 点を掲げており、その施策として、「繰延税金資産の合理性の確認」と「外部監査人の機能」が示されている。本通牒は、このような要請を受けて、主要行の財務諸表監査を担当する会員に対して、これらの諸点について、より一層の厳正さを求め、監査に当たり留意すべき点を明らかにするものである。

### 1. 繰延税金資産の合理性の確認

金融再生プログラムでは、繰延税金資産の合理性の確認については、主要行の経営を取り巻く不確実性が大きいことを認識し、翌年度を超える将来時点の課税所得を見積もることが難しいことを理解した上で、外部監査人に厳正な監査を求めるとされている。

繰延税金資産の回収可能性については、既に監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（平成 11 年 11 月 9 日）が公表されており、主要行の監査においても、既に同報告に従った繰延税金資産の合理性の確認が行われてきたところである。繰延税金資産の回収可能性の判断は、それぞれの主要行が置かれている状況によって異なり一義的に決まるものではないが、同報告に示されている判断の諸要素について、今後、より厳正な主要行の監査を行うために、特に留意すべき点には次のようなものがある。

#### (1) 回収可能性の判断指針

監査委員会報告第 66 号では、会社の過去の業績等の状況に応じて 5 段階に会社を区分し、これによって将来年度の課税所得の見積額により繰延税金資産の回収可能性を判断する場合の指針を示している。このような回収可能性の検討は毎期末に見直しを行うことが必要であり、前期末において回収可能とされた繰延税金資産が当期末に当然に回収可能と判断されることはない。

同報告では、「過去の業績が不安定であり、期末における将来減算一時差異を十分に上回るほどの課税所得がない会社等」については、将来の合理的な見積可

能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として繰延税金資産は回収可能性があるとして判断できるとしている。

「重要な税務上の繰越欠損金が存在する会社等」については、原則として、翌期に課税所得の発生が確実に認められる範囲内で、翌期の一時差異等のスケジュールリング結果に基づき、それに係る繰延税金資産の回収可能性があるとして判断できるとし、その例外として、重要な税務上の繰越欠損金や過去の経常的な利益水準を大きく上回る将来減算一時差異が、例えば、事業のリストラクチャリングや法令等の改正などによる非経常的な特別な原因により発生したものであり、それを除けば課税所得を每期計上している会社の場合には、将来の合理的な見積可能期間（おおむね5年）内の課税所得の見積額を限度として、それに係る繰延税金資産は回収可能性があるとして判断できるものとしている。

ただし、将来の課税所得の合理的な見積可能期間（おおむね5年）は、個々の会社の業績予測期間、業績予測能力、会社の置かれている経営環境等を勘案した結果、5年以内のより短い期間となる場合があり、その場合には、この短い期間を合理的な見積可能期間とする必要があるとされている点には、十分に留意する必要がある。

## (2) 非経常的な特別な原因の判断

主要行の課税所得発生 of 合理的な見積期間に関連して、事業のリストラクチャリングや法令等の改正などによる非経常的な特別な原因により発生した重要な税務上の欠損金や将来減算一時差異に該当するかどうかを判断する場合には、例えば、景気の悪化や株価水準の下落、取引先の破綻や債権放棄など、同種同一事象であってもそれぞれの主要行が置かれている状況により、その結果が異なる場合があり、それが非経常的であるかどうかについて十分な検討が必要であることに留意すべきである。

## (3) 課税所得の合理的な見積り

繰延税金資産の回収可能性の判断は、将来の課税所得の発生という将来事象の予測や見積りに依存することになるが、当該主要行の過去の業績によっては、課税所得の合理的な見積期間は5年を上限として繰延税金資産を計上すべきであるが、このことは常に5年間を合理的な見積期間として使用できることを意味するものではないことに留意すべきである。

将来の課税所得の妥当性の検証に際しては、監査基準委員会報告書第13号（中間報告）「会計上の見積りの監査」（最終改正平成14年9月3日）に準拠して、その合理性を確かめる必要がある。同報告書では、会計上の見積りの合理性を確かめるための監査手続の一つとして、仮定の適切性、情報の適切性及び計算の正確性の検討、過年度の見積りと実績との比較、会社の承認手続の検討等を示している。

さらに、監査委員会報告第 66 号では、将来の業績予測は、原則として、取締役会や常務会等の承認を得たものであることが必要とされているものの、承認を得たものであっても、会社の現状の収益力等を勘案し、明らかに合理性を欠く業績予測であると認められる場合には、適宜その修正を行った上で課税所得を見積もる必要があることに留意するとしている。

このため、業績予測の基礎となる仮定の適切性の検討における過年度の実績との比較や、過年度の計画値と実績との比較において、大きな乖離がみられる場合には、主要行の行った見積りの方法の修正（見積可能期間の短縮を含む。）を求めるべき場合もある。

#### (4) 将来の不確実性の考慮

銀行業においては、通常、その保有する金融資産及び金融負債の構成により、将来の一定期間の事業利益が予測可能な場合があるという一般事業会社とは異なる事業特性を有するものの、主要行の課税所得の合理的な見積可能期間や見積額の判断においては、事業利益の変動の可能性や経営環境の変化に伴う不確実性について慎重に検討しなければならない。

その結果、合理的な見積可能期間の短縮や、過度に右肩上がりの将来の業績予測については減額修正等を主要行に求めることが必要な場合もある。

#### (5) 将来減算一時差異の解消のスケジューリング

将来減算一時差異の解消の原因には、将来の一定事実の発生によるものと会社による将来の一定の意思決定や実施計画等によるものがある。主要行における将来減算一時差異のうち最も重要な部分は貸出金等に対する有税引当てと考えられるが、その解消は当該主要行の将来の意思決定や計画に依存することが通常である。このような将来減算一時差異の解消のスケジューリングに当たっては、将来の計画や過去の無税化の実績について十分検討するとともに、いわゆる DCF 的方法により貸倒引当金を計上する場合にあっては、その見積手法と解消予定との整合性についても配慮する必要がある。

また、将来減算一時差異のうち、純額で差損となっている有価証券評価差額に係る繰延税金資産の回収可能性の判断については、5 年以内のより短い期間を合理的な見積可能期間とする必要がある場合には、別途の判断を行うべき場合もあることに留意すべきである。

## 2. 外部監査人の機能

金融再生プログラムでは、資産査定や引当・償却の正確性、さらに継続企業的前提に関する評価については、外部監査人が重大な責任をもって、厳正に監査を行うとされている。

### (1) 資産査定や引当・償却の正確性

銀行等金融機関は、早期是正措置の導入以後、資産の自己査定基準を定めて、その有する資産を検討・分析して、回収の危険性又は価値の毀損の危険度の割合に応じて分類区分する、いわゆる自己査定を求められてきている。主要行の監査人であっても、銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（最終改正平成11年4月30日）に従い、監査上、厳正に対処してきた。

平成13年10月からは、金融検査当局により、市場の評価に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査が実施されており、金融再生プログラムにおいても、主要行の引当てに関するDCF法的手法の採用をはじめとする資産査定 of 厳格化のための諸施策が掲げられている。

このような状況において、主要行の監査人は、検査当局とより緊密な連携を確保するとともに、資産査定 of 厳格化の諸施策に対応した、より厳正な監査を行わなければならない。

## (2) 継続企業の前提に関する評価

平成14年1月に改訂された監査基準では、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に関する開示と監査上の対応が求められることとされた。改訂監査基準に対応して、監査委員会報告第74号「継続企業の前提に関する開示について」（平成14年11月6日）の公表と関係府令の改正が行われ、さらに、継続企業の前提の評価についての実務指針として、監査基準委員会報告書第22号（中間報告）「継続企業の前提に関する監査人の検討」（最終改正平成15年1月16日）が公表されている。

企業が将来にわたって事業活動を継続できるかどうかは、もともと不確実性を有するものであり、継続企業の前提に基づき作成された財務諸表といえども、必ずしも企業が将来にわたって事業活動を継続して営みうることを保証するものではない。

主要行の監査人は、その経営を取り巻く不確実性が大きいことを認識し、継続企業の前提に関する評価について、既に公表された実務上の諸指針に従って十分な検討を行うことが必要である。

以 上